

江戸時代前期における摂津国住吉郡西喜連村の素描

―年貢関係史料の検討から―

豆谷 浩之

要旨 現在は大阪市平野区に所在する、摂津国住吉郡西喜連村において、新たに一群の古文書が発見された。本稿は、そのうち江戸時代初期の年貢史料の紹介と分析を通じて、年貢収納を中心とする、この時期の西喜連村の状況を考察しようとするものである。年貢の収納については、『新修大阪市史』で分析された近隣村落と共通する部分もあるが、「五分一銀納」から「三分一銀納」への移行時期や、年貢請負責任が庄屋等の個人から名請人全体へと移行したことを示す文言の初出年代など、異なる点も見られる。また、この時期には、自然災害に起因する年貢の減免がしばしば行われている。この点に注目すると、村の経営を維持するために最低限必要な「村の取り分」が、領主側にも意識されていたことがうかがえる。

大阪市平野区に所在する喜連は、江戸時代には大坂三郷の近郊に位置する村落であった。現在、この地を拠点に活動する「喜連村史の会」は、郷土史にかかわる講座やガイドツアーの企画など、さまざまな活動を行っている。その一環として、地元に残る古文書を住民の手で読み解こうとするグループ「喜連の古文書を読む会」がある。筆者は、そのお手伝いをしてきた。

活動の中で、メンバーでもある増池徹彌氏のお宅に古文書が残されているとの話を聞いた。増池家は、江戸時代前期に西喜連村の庄屋を勤め、酒造業にも携わった旧家である。所蔵された史料にはさまざまな内容のもの

を含むが、その中に寛永から元禄年間にわたる年貢免定があった。ここでは、それらの史料を対象に、この時期の年貢付加のあり方を見てゆくとともに、年貢免定を通じて見えてくる当時の村の状況について、考えてみることにしたい。

一、喜連村と西喜連村の概要

喜連村は、摂津国住吉郡に属し、郡内の東端に位置する。古代には伎人郷であったとされ、中世には喜連城が置かれ、喜連東遺跡の発掘調査で墳

墓堂が見つかるなど、連綿と重要な場としての歴史を刻んだ土地である。

近世初頭には喜連村として一つの村落であったが、元和六年に西喜連・中喜連・東喜連の三か村に分かれたという。寛永元年までは高台院領であったが、その死後は幕府領となった。のちに西喜連村と東喜連村は旗本領となり、いくつかの領主の変遷を経て、古河藩領として幕末を迎える。

それぞれの村高は、寛永から正保年間の摂津国高帳によれば、西喜連村が八二七石余、中喜連村が六八二石余、東喜連村が三〇七石余である。全体としては、東が高く西に行くほど低くなる地形であり、西喜連村は最も村高が高い反面、天候によっては水のつきやすい土地柄であったという。

増池家に残されていた江戸時代初期の年貢免定は、寛永二年から慶安三年まで（ただし、寛永六年と九年分を欠く）、寛文七年から十二年、および元禄二年、三年、六年、八年から十二年と十五年分である。

二、寛永二年から八年までの西喜連村と免定

ここからは、寛永年間の年貢免定を順に見てゆくことにする。寛永八年までは、喜連三か村が合算された免定となっているので、ひとまずこの年までを区切りとしておく。なお、釈文については、古文書の会会員の釈読をもとに、適宜筆者が訂正を加えている。

(史料一)

丑之年御物成之事 喜連村

一高千八百三拾六石七斗八升五合

内七拾三石式斗四合

永荒

残高千七百六拾三石五斗八升三合 毛付

高二付六ツ式分取

此取千百三拾八石八斗八合

子壺ツ式分まし

内

百拾三石八斗八升

大豆納

三百四拾一石六斗四升

三分一

銀子納

六百八拾三石式斗八升八合

米納

寛永弐年

丑ノ十二月廿四日

藤次郎

史料一は、増池家資料の年貢免定の中で、最も古い年次のものである。

この前年の寛永元年、領主であった高台院の死去に伴って、喜連三か村は幕府領となった。寛永元年分の年貢がどのような形で収納されたかは定かではないが、寛永二年からの年貢免定が残されていることは、支配関係の変化と関係しているとみてよいであろう。

差出人の「藤次郎」は、平野郷の有力者で、江戸時代初期に幕府の代官を勤めていた平野藤次郎である。この時点では、喜連村はすでに東・中・西の三か村に分かれていたが、年貢免定は喜連村全体に対して発給されている。村高は三か村の合計で、うち耕作ができない永荒が七三・二〇四石、差引き一七六三・五八三石が、年貢賦課の対象（残高・毛付）である。以後の分も含めて西喜連村の増池家に伝わってきたということは、三か村全体の年貢収納を西喜連村が代表して取り仕切っていたということであろう。

か。

年貢の賦課率は、高に対して六二%（六ツ式分）となっており、「子
 壺ツ式分まし」の注記がある。子年、すなわち寛永元年に対して十二%増
 と解釈することができる。この負担増が、支配関係の変化によるものか、
 豊凶等の個別事情によるものかは定かではないが、ともあれ大幅な年貢増
 というかたちで、喜連村の幕府支配が始まったことになる。
 次に、翌寛永三年分の年貢免定と見比べてみたい。

(史料二)

寅年御物成事

喜連村

一 高千八百三拾六石七斗八升六合

内

七拾三石式斗四合

永荒

七百五拾四石四斗七升八合

当付荒

残高千九石壺斗四合

毛付

内

四ツ五歩

上 五拾九石八斗四升

取式拾六石九斗式升八合

三ツ八歩

上 中式拾八石壺升三合

取拾石四斗四升壺合

三ツ四歩

中 五拾式石五斗四升七合

取式拾七石八斗六升六合

二ツ四歩

下 九拾石三斗壺升七合

取式拾壺石六斗七升六合

一ツ三歩

下々 五拾石四斗七升九合

取六石五斗六升式合

三ツ九歩

畠 七百式拾七石九斗八合

取式百八拾三石八斗八升四合

取合三百六拾七石三斗五升七合

高二付式ツ

毛二付三ツ六歩四厘

内

三拾六石七斗三升

大豆

三百三拾石六斗式升七合

米

寛永三年

寅十二月十三日

平野藤次郎

まず、形式上の違いで目に付くのは、寛永二年分は全体高だけが記され
 ていたのに対して、寛永三年分では細かな内訳までが記されていることだ
 ある。上・中・下等の区分については、検地帳の記載に対応するものでは
 なく、毎年の検見によって区分されたものと考えられる。この点について
 は後述する。

記載内容は、「上(田)」五九・八四〇石に対して、年貢の負荷率が
 四十五%（四ツ五歩）で、これにかかる年貢「取」は二六・九二八石で
 ある。以下、等級ごとに同様の記載が続く。

細かい点だが、村高が一合だけ増加している。これ以後の免定では、寛
 永三年と同じ村高で踏襲されてゆくので、集計時の計算ミスではなかつた
 かと思われる。

兩年で大きく異なるのは、寛永三年分に「付荒」七五四・四七八石が記

されていることである。長期間耕作が不可となる「永荒」に対して、「付荒」は天候不順等により、一時的に耕作ができなくなった土地を意味している。

この年の村高に対する付荒の割合は、約四十一％に上る。言い換えれば、本来の六割弱しか収穫がなかったということである。原因については判然としないが、この結果、寛永三年分の年貢高は、三六七・三五七石、年貢率は高に対して二〇％、毛付に対して三六・四％と、前年に比べて大幅な低率となった。

また、納入内訳に「三分一」が見られない。この年は、年貢の全体量が大きく減っているため、「三分一」の分を銀で徴収すると、現物の米で徴収する分がさらに少なくなる。おそらく、それでは幕府が必要とする米の量に足りないため、この年限りの特殊事情として、銀納よりも米納を優先するという措置が取られたのではないだろうか。

ところで寛永三年免定に記載された米(田)の収穫高の合計は二八一・一九六石である。これに対して年貢の納入内訳に記された米は、三三六・六二七石となっている。単純に見比べれば、収穫に対して納めるべき米が超過しており、不足が生じることになる。もとより、収穫された米は、「下」や「下々」とされた等級のものまで含んでおり、年貢米としては品質を満たさないものであったと思われる。内訳を詳しく見ると、最も多いのは「下」の九〇・三一七石であり、収穫全体の約三分の一を占める。これに対して「上」は五九・八四石で、収穫全体の二割余りに過ぎない。これでは、収穫された米をもって米納分をまかなうことは不可能である。

一方、畠方を見ると、検見による引高がないため、検地高通りの七二七・九〇八石に対して、三九％の年貢が賦課されており、畠方の年貢は二八三・八八四石となっている。納入内訳と見比べれば、大豆納分の三六・七三

石をはるかに超過して、畠年貢の大部分を米納しなければならぬことになる。もし現物米での蔵納めを命じられたならば、何らかの方法で米を調達して納めざるをえない。

たしかに大坂周辺の村落では、大坂米市場等から米を買って年貢として納める「買納制」が行われたことが知られている。中喜連村の事例ではあるが、十八世紀後半の天明年間に「買納」が行われたと考えられることについては、別稿で触れたことがある^(注二)。しかし、寛永年間に買納が普及していたかどうかは定かではない。むしろこの時期は、農民による年貢米の換銀・納入が行われていたことが指摘されており^(注三)、寛永三年の喜連村の場合も、これに該当する可能性が高いであろう。

次に寛永四年分の免定を見る。

(史料三)

卯年御物成事

一高千八百三拾六石七斗八升六合

喜連村

内七拾三石三斗四合

永荒

同三百六石三斗四合

当付荒

残高千四百五拾七石三斗五升八合

毛付

内

五ツ五歩

三百拾石七斗壹合

此取百七拾石八斗八升五合

四ツ一歩

上 六拾五石六升

此取貳拾六石五斗壹升六合

式ツ八歩

中 百三拾七石式斗三升四合 此取三拾八石四斗八升五合

一ツ八歩

下 式百拾六石三斗五升五合 此取三拾八石九斗四升四合

四ツ三歩

畠 七百式拾七石九斗八合 此取三百拾三石

取合五百八拾七石七斗七升

高^{三付}三ツ二歩
毛^{三付}四ツ三厘五毛

内

五拾八石七斗七升

大豆納

百七拾六石三斗壹升

三ヶ一銀納

三百五拾式石六斗九升

米納

以上

寛永四年

卯十二月十六日

藤次郎 印

形式的には寛永三年と同じになっている。寛永三年に比べて当付荒が三五〇石弱少ない。田畑の内訳を見ると、畠の毛付高は両年で同じで年貢率に違いがある。したがって、付荒の差は田の方で差が生じていることになる。また、田の等級については、寛永三年が「上・上中・中・下・下々」と五段階で区分されているのに対して、寛永四年分では「(記載なし)・上・中・下」の四段階である。寛永四年の(記載なし)は、最も年貢率が高いところからみて「上々」に当たると考えられるが、寛永三年にはこれに相当する区分がなく、逆に「上中」「下々」という寛永四年に記載のない区

分が書かれている。このように独自の区分が見られること、区分の数もまちまちであること、同じ等級でも年によって高にばらつきが見られることから、こうした表記は検地帳に対応するのではなく、検見のたびに作柄を確認して付されたものと考えられる。その後、寛永八年までの区分を見ると、

寛永五年 「(記載なし)・中・下」 三区分

寛永七年 「(すべて記載なし)」 五区分

寛永八年 「(記載なし)・上・中・下・下々」 五区分

となっている。

これ以後の年次については、紙数の関係もあるため、必要な場合を除き、全文を掲載するのではなく、特徴的な部分についてのみ抽出することにする。寛永七年の免定では、「永荒」に続けて、「新池底」五七・八五六石が除地として記載される。これは西喜連村領内にあった「西池」が拡張されたことに伴うものと考えられる。

また、年貢納入の内訳について以下のような記載があるので、その部分だけを引用しておく。

(史料五)

(前略)

取合八百七拾壹石九斗壹升九合

高^二四ツ七歩四厘六毛余

毛^三五ツ五歩式厘

内

八拾七石八

大豆納

貳百六拾壹石五斗

三ヶ一銀子納

百石ハ是八百姓銀ニ而納申旨御理申上候ニ付三ヶ一祿段ニ 銀子納

壹匁高石ニ廿四匁加ヘニ相究銀ニ而納申候

四百二拾三石四斗壹升九合

米納

本来であれば、「大豆納」と「三ヶ一銀子納」を差引いた、五二・三・四一九石が米納であるが、そのうち百石分を銀で納めることを村側が希望し、換算値段を取り決めた上で銀納としたことが記されている。実情は詳らかではないが、大坂の近郊に位置し、綿作が盛んであった同地では、米の生産よりも商品作物を換金して得た収入の方が勝っていたということかもしれない。「三ヶ一銀納」よりさらに高い価格で換算しても、銀納を選んだところに、そうした事情がうかがえよう

ただし、翌寛永八年の免定では、こうした注記はなく、通常通りの「大豆納」「三ヶ一銀納」「米納」の三分に分かれているので、この年限りの特例ということのようである。

さらに、免定の末尾には「一米貳石九斗壹升三合 妙法寺改出ス」とある。妙法寺は村内の寺院で、その近くに、検地以後に新たに年貢賦課の対象となった土地が開発されたのである。以後の免定では「見取場」として年々書き上げられる。

三、寛永一〇年から慶安三年までの西喜連村と免定

寛永九年分の年貢免定が残されていないため、九年、十年のどちらの年からは判然としないが、この時期から西喜連村単独の免定が発行されるようになる。中喜連村、東喜連村も、それぞれに年貢の割り当てが行われたのであろう。

この形式の最初であるので、寛永一〇年の西喜連村免定は全文を引用する。

(史料六)

西年御物成候事

一高八百三拾貳石五斗貳升四合

西喜連村

内

五拾九石四斗三升八合

永荒新池底共

六百拾九石五斗四升六合

当付荒川なり

残百五拾三石五斗四升

毛付

内

上五ッ

五拾壹石八斗七合

田方

此取貳拾五石九斗三升五合

中貳ッ五歩

七拾四石七斗六升

此取拾八石六斗九合

下壹ッ

八石三斗八升

此取八斗三升八合

五ツ

拾八石五斗三升

屋敷

此取九石式斗六升五合

取合五拾四石七斗式升八合

高^二符六歩五厘七毛三余

毛^三符三ツ五歩六厘四毛

内

五石五斗

大豆納

拾六石四斗

三ヶ一銀納

三拾式石八斗式升八合

米納

右之外

一米三斗見取 以上

寛永十年

十一月吉日 藤次郎 印

「永荒」に続けて「新池底共」とあるので、寛永七年の免定から見られるようになった「新池」は、以後は「永荒」の中に含まれることになった。三ヶ村全体に占める西喜連村の永荒の割合は、約四五%となる。先の「新池」が「西池」のことであるとすれば、西喜連村の永荒地の大部分がこの池ということになる。

この年の免定で目を引くのは、「当付荒」が六一九・五四六石にも上っていることである。これは村高全体の約七四%に当たる。「川なり」と記されるように、原因は洪水であった。村田路人『近世大阪災害年表』^(注三)には、

この年八月に「柏原村・船橋村・国府村にて大和川・石川堤防決壊」との記載が見える。当時は大和川付け替え以前であり、東除川水系にあった喜連村周辺も洪水の被害を受けたのであろう。その結果、村高にして約四分の三に相当する部分が水没するという大被害を蒙ったのである。

この年の年貢率は、高免で六・五七三%と、この前後の時期では最低を記録している。一方で毛付免は三五・六四%であり、低くはあるが一定水準の率に達していることには注意しておきたい。領主側としても、水害の被害は考慮しつつ、最低限の収入は確保しておく必要があったであらう。

また、年貢の内訳を見ると、田方の上・中・下が挙げられており畠方の記載がない。免定の記載を見る限りでは畠がなく田だけであったということになる。この時期の西喜連村の耕地の実態がわからないため、可能性としては否定できないものの、畠が全くないということはいささか不自然に思える。この年だけのことであれば、水害のため畠が壊滅して「付荒」となった可能性も考えうるが、以後、寛永十三年に至るまで免定に畠は記載されていないので、これもありえない。

しかしながら、納入内訳には、大豆納・三ヶ一銀納・米納の三種が記載されている。このうち大豆納と三ヶ一銀納は、畠年貢に相当すると理解されているが、耕地の内訳に畠がない場合でも割り付けられている点には注意が必要であらう。耕地の実態にかかわらず、年貢納入の方法が定式化されていったことを表しているということであらうか。

一方、「屋敷」が挙げられている点に注意される。増池家文書の年貢免定のなかでは、この年にだけ表れるものである。年貢率も上田と同じ五〇%と高率であり、年貢高も九・二六五石と、年貢全体の約一七%に当たっている。この年限りの特殊事情と言えそうだが、どのような事情・理屈で

このように決定されたのか、関心がもたれるところである。

なお、「屋敷」分の年貢については、米の収穫はないはずであるから銀納であったと思われるが、納入内訳のどちらの数字にも合致していない。この点からも、収穫の実態と納入方法の割り当てとが乖離していることを見てとることができるだろう。

次は寛永十二年分の免定である。全文を掲載する。

(史料七)

亥之年御物成之事

一 高八百式拾七石九斗八升

西喜連村

内 五拾九石四斗三升八合

永荒

百三拾八石五斗式合

当付荒

残六百三拾石四升

毛付

内

六ツ式歩

四百七拾五石七升五合

此取式百九拾四石五斗四升六合

四ツ

九石七斗式升五合

中

此取三石八斗九升

三ツ

四拾三石八斗六升四合

中下

此取拾三石壹斗五升九合

式ツ

五拾三石七斗壹升四合

下

此取拾石七斗四升三合

三ツ

四拾七石六斗六升式合

下々

此取四石七斗六升六合

取合三百式拾七石壹斗四合

高^二付三ツ九歩五厘

毛^二付五ツ壹歩九厘壹毛

内

拾六石四斗

大豆

六拾式石壹斗

五分一銀納

式百四拾八石六斗四合

米

寛永拾弍年 十一月吉日

平野藤次郎 印

寛永十二年の免定で目を引くのは、年貢収納の内訳に「五分一銀納」が表れていることである。『新修大阪市史』によれば、畿内では、元和五年以降に「十分一大豆」「五ヶ一銀」として定率化がはじまり、寛永元年から五年にかけて「十分一大豆銀納」「三分一銀納」として定着したとされる。喜連村のすぐ東に位置する出戸村では、元和七年から「拾分一大豆銀納」と「五ヶ一銀納」が現れており、同じ頃に「三分一銀納」の定着があったと指摘している。

これに対して西喜連村(喜連村)では、寛永一〇年まで「三分一銀納」が続いた後、(寛永十一年は納入内訳の記載がないため不明)寛永十二年に「五分一銀納」となっている。寛永元年以前の史料を欠くため、他地域と同じように、「五分一銀納」から「三分一銀納」に転じたあと、再び「五

分一銀納」となったのか、このとき始めて「五分一銀納」が現れたのかは不明である。その後、寛永十四年まで「五分一銀納」が続き、寛永十五年からは「三分一銀納」となる。いずれにしても、これが広く見られたことなのか、喜連村固有の事情であったのかは重要な検討課題であろう。すでに見たように、喜連村では、米納年貢の一部を銀納にかえるということとすでに実現しており、総じて銀納の志向が高かったことがうかがえる。「三分一銀納」と「五分一銀納」の経過は、領主側と村側のせめぎ合いの現れであったのかもしれない。

次に寛永十三年の免定を見る。

(史料八)

子年御物成之事

一 高八百式拾七石九斗八升

西喜連村

内 五拾九石四斗三升八合

永荒

八拾八石七斗七升八合

当付荒

残高六百七拾九石七斗六升四合

毛付

内

六ツ式歩

六百式拾四石式升四升

此取三百八拾七石式升九合

中三ツ

拾八石九斗九升四合

此取五石六斗九升八合

下壺ツ式歩

三拾六石五斗三升

此取四石三斗八升四合

取合三百九拾七石壺斗壺升

高^二付 四ツ七歩九厘六毛
毛^二付 五ツ八歩四厘式毛

内

式拾石

大豆納

七拾五石五斗

銀子納

三百壺石六斗壺升

米

寛永拾三年 十一月吉日

平野藤次郎 印

寛永十三年については、次に記すような皆済目録が残っている。

(史料九)

子年御物成之事

摂州欠郡

西喜連村

作兵衛

善左衛門

取合三百九拾七石壺斗壺升定

内

式拾石は

大豆銀納但石二五拾匁替内拾石御蔵詰也

七拾五石五斗ハ

五ヶ一銀納但石二五拾匁替

三百壺石六斗壺升

米納

右渡合三百九拾七石壺斗壺升皆済依如件

寛永廿年未 二月吉日

平野藤次郎 印

表題には「子年御物成之事」とだけ記され、何年のものか記載がないが、免定との対比により、寛永十三年分であることは間違いない。問題となるのは、年月日であろう。寛永二〇年二月とあるから、免定が出されてから六年余りの時間を経て皆済目録が発行されたということになる。

この点について、『新修大阪市史』には、六反村の例として、元和七年分の年貢について、元和八年に大坂御蔵詰の分を納入し、残りを寛永二年までに農民の手で換銀・納入した事例が紹介されている。このように、換銀分の納入をもって皆済とされており、皆済までに一定の時間がかかったことが知られる。

西喜連村の場合は、大豆一石あたり銀五〇匁で換銀されたことが記されており、やはり銀で納めたものである。ただし、大豆銀納二〇石のうち、一〇石は「御蔵詰」とあるから、現物でも納入したようである。それにしても、六年余という時間はずいぶん長いように思われる。これが通例であったのか、この時だけの特殊事情であったのかは、この史料だけでは判断がつかない。また、この時期の年貢免定には、納入期日が明示されていないが、この点も皆済までに時間がかかることが前提であったことと関係があるのかもしれない。

『新修大阪市史』では、寛永二年の玉造蔵・二条蔵の創設以来、農民の手による年貢米の貨幣化は終息に向かうとされ、十八条村の事例では、寛永十五年を最後に見られなくなるとしている。西喜連村の場合は、年貢米ではなく大豆が対象となっている。时期的にはほぼ合致しているようにも見えるが、米と大豆とで違いがあったのかどうかは、今後の課題といえよう。

また、西喜連村の郡名として「欠郡」と表示される点にも注意しておき

たい。

欠郡は、十五世紀から十八世紀にかけての史料に見られる郡名で、古代における東生・西成・百済・住吉の四郡の地域を総称する地名とされる。郡名の由来には諸説あるようだが、他の郡よりも遅れて成立し、早くに廃絶した百済郡に関係するものと考えられ、その故地であった東成・住吉の両郡を含む地域の名称として使われたようである。増池家文書に残された年貢免定では、寛文年間以後、最も年次の新しい元禄十六年分まで、この表記が用いられている。

次に、翌寛永十四年分の免定を見る。

(史料一〇)

丑年御物成之事

一 高八百式拾七石九斗八升

西喜連村

内 五拾九石四斗三升八合

永荒

拾三石壹斗壹斗壹升三合

当付荒

残七百五拾五石四斗式升九合

毛付

内

七ツ式歩

四百式拾壹石四斗九升式合

田方

此取三百三石四斗七升四合

下壺ツ

拾三石式斗八合

田方

此取五石六斗九升八合

五ツ式歩

三百式拾石七斗式升九合 畠方

此取百六拾六石七斗七升九合

取合四百七拾壹石五斗七升三合 高^二五ッ六歩九厘五毛

毛^二六ッ二歩四厘二毛

内

式拾三石六斗 大豆銀納

九拾石 五歩一銀納

三百五拾七石九斗七升三合 米納

右外米式石五斗八升六合見取

寛永拾四年 十月吉日 平野藤次郎 印

前年からの大きな違いは、耕地の内訳に、寛永一〇年以後、記載がなかった「畠」が現れている点である。文字通りに受け取れば、それまで田だった耕地が畠に転換したことになる。しかし、同村の延宝検地帳（増池家文書）に記された「古検」（文禄検地の高）では、田方の計三十三町七反四畝二十八歩、畠方計二十一町三高反四畝二十一歩余が記されており、面積比で約四〇%の畠が存在していたことが知られる。

先に見たように、三か村を合わせて免定が発給されていた寛永八年以前には田と畠の区分があった。これに対して、西喜連村単独で免定が発給されるようになった寛永一〇年から十三年に関しては、この区分がない。つまり、この期間については、全ての耕地を「田」とみなす形で年貢が賦課されていたということになる。限られた時期の特殊事情といえそうだが、なぜ実態と異なる形での扱いとなったのか、詳しい理由などはわからない。また、寛永十四年に扱いが変更された（戻された）事情についても不明で

ある。

これ以後、免定の上で畠の高については変動がない。検見によって毎年
の豊凶が細かく掌握される田に対して、畠については、登録された高の通
りに収穫があるものと見なされて年貢が賦課されたということであろう。

田に関しては、等級分けによって細かな把握が行われている。寛永一〇
年から二十一年までの期間において、どのようになっていたかを見る。

寛永一〇年 「上・中・下」 三区分

※ただし、「畠」がなく「屋敷」がある

寛永十一年 「(上)・中上・中・下・下々」 五区分

寛永十二年 「(上)・中・中下・下・下々」 五区分

寛永十三年 「(上)・中・下」 三区分

※この年まで「畠」記載なし

寛永十四年 「(上)・下」 二区分

※この年から「畠」記載あり

寛永十五年 「(上)・下」 二区分

寛永十六年 「(上)・中・下・下々」 四区分

寛永十七年 「(上)・中・下」 三区分

寛永十八年 ※「田方」で一律、区分なし

寛永十九年 ※五区分、個々の区分名なし

寛永二〇年 ※四区分、個々の区分名なし

寛永二一年 「上・中・下・下々」 四区分

正保二年 ※「田方」で一律、区分なし

正保三年 ※「田方」で一律、区分なし

正保四年 「(上)・中・下・下々」 四区分

慶安元年 ※「田方」で一律、区分なし

慶安二年 「上・中・下・下々」 四区分

慶安三年 ※「田方」で一律、区分なし

以上のように、田方の区分について、年によってばらつきが激しいことがわかる。細かく見ると、寛永一〇年代前半には、「中上」や「中下」など中間的な区分も見られるが、寛永末年から慶安年間にかけては、「上・中・下・下々」の四区分、または「田方」として一律にまとめる、という形式に収束していく様子が見て取れる。

個々に見られる中間的な区分は、検地帳に記載された等級とは異なる基準と考えられるので、検見のたびごとに、実情に合わせた区分をしていったのではないだろうか。

次に寛永十九年の年貢免定を挙げておく。

(史料十一)

午御物成之事

一 高八百式拾七石九斗八升 西喜連村

内 五拾九石四斗三升八合 永荒

式拾三石六斗式升三合 当付荒

残七百五拾四石九斗壹升九合 毛付

内

六ッ九歩

式百四拾七石九斗三升七合 此取百七拾壹石六升三合

五ッ

四拾壹石五合 此取式拾石五斗式合

三ッ五歩

六拾八石壹斗七升八合 此取式拾三石八斗六升三合

式ッ

六拾三石八斗六升六合 此取拾式石七斗七升三合

壹ッ

九石五斗三升七合 此取九斗五升三合

四ッ畑方

三百式拾四石四斗壹升六合 此取百式拾九石七斗六升六合

取合三百五拾八石九斗式升 高三四ッ三歩四厘四余

毛二五ッ壹歩六厘一毛

内

三拾五石六斗 大豆銀納

百拾九石八斗 三ヶ一銀納

式百三石式斗式升 米納

右之外

一米七斗九升 当見取年々高下有之

右之通庄屋年寄百姓中不残立相免割

無高下様二無御座候也

寛永拾九年 閏九月吉日 平野藤次郎 印

末尾の「右之通庄屋年寄百姓中不残立相免割無高下様二無御座候也」と

いう文言は、この年に始めて見られるようになる。

この点に関して、『新修大阪市史』では、六反村の元和三年の年貢免定に「大小百姓たち相無相違可勘定者成」の文言があること、および木津村の元和六年の年貢免定にも同様の文章があることを挙げて、年貢の免割と納入・皆済が、庄屋・年寄の個人的な責任で行われていた状態から、検地名請人全体の責任で完済するように変化したことを指摘している。

これに対して西喜連村では、二〇年以上下った寛永十九年に初出を見る。これが、単に文書の形式上の問題であるのか、実態を反映したものであるのかは、これだけでは判断できないが、代官の施政方針や村の個別事情に起因して、状況が違っていた可能性も考えておく必要があるだろう。

なお、西喜連村の年貢免定で、納入期限が明示されるのは、慶安元年分が初出である。(「右之通庄屋年寄小百姓不残立合無高下致免割極月十五日以前二急度可皆済者也」)先に見たように、寛永十三年分の年貢が寛永二〇年に皆済されていることに関連付ければ、西喜連村では、この時期ごろに農民による年貢の換銀・納入が終息したということかもしれない。この点も、大阪市内の他の村の事例とは異なっており、村ごとの個別事情を再検討する必要性を感じる。

本節の最後に、慶安三年分の免定を掲げておく。

(史料十二)

寅年御物成之事

一 高八百式拾七石九斗八升

西喜連村

内 五拾九石四斗三升八合

永荒

四 拾七石七斗四升式合

当水押皆無

残高七百式拾石八斗

毛付

内

三ツ

百五拾七石七斗五升

当水漬田

此取四拾七石三斗式升五合

六ツ七歩八厘

式百三拾八石六斗三升四合

田方

此取百六拾壹石七斗九升式四合

四ツ

三百式拾四石四斗三升六合

畑方

此取百式拾九石七斗六升六合

取合三百三拾八石四斗八升五合

高二四ツ九厘式毛八

右之外

一米壹石式斗

当見取

右之通庄屋年寄小百姓不残立合無

高下致免割極月十五日以前二急度

皆済可仕者也

慶安三年寅霜月十一日 平野藤次郎 印

後述するように、この年には洪水があり、四七・七四二石が「当水押皆無」として年貢賦課から除外された。しかしながら、毛付の内訳には「当水漬田」一五七・七五石に対して、四七・三二五石、率にして三〇%の年貢賦課

が記載されている。推測するに、「水漬田」とは、水没したものの一定の収穫を得ることのできた田なのであろう。おそらく、収穫できた米の品質は劣悪であったと思われる、田方の年貢率（六七・八％）の半分以下の賦課率となっている。それでも、村高に対して約十九％、毛付高に対して約二十二％、取米の中で約十四％を占めており、年貢収入確保の観点からすれば全面免除とするわけにはいかなかったであろう。

四、寛文年間の年貢免定と西喜連村

増池家文書の年貢免定は、慶安四年から寛文六年までの十七年分を欠いている。これが、偶然であるのか、何らかの事情によるものかは明らかではない。このため、間の時期の変化についてはわからない。

次の史料は、寛文一〇年分の年貢免定である。

（史料十三）

戌歳免定之事

摂州欠郡

西喜連村

一高八百式拾七石九斗八升

内五拾八石九斗六升

永荒

外四斗七升八合 永荒ノ内開当戌年より毛付高二入

残高七百六拾九石式升

毛付

此取三百三拾八石三斗六升九合

（貼紙）

「高四つ八厘七毛内

毛四つ四分ならし

但畑方三つ六分取」

一米式石四升 当見取年々高下有之

取合三百四拾石七斗六升九合

右之通庄屋年寄小百姓不残立合

睦致免割来ル極月十五日以前

急度可皆済者也

寛文拾年未十月廿五日 平野藤次郎

惣百姓中

寛文年間の年貢免定の形式は、各年を通じて基本的に共通している。記載内容・形式の特長を以下に列挙する。

- ① 耕作地の区分は、田方と畑方で分けられるだけで、上中下の田の等級は記載されない。
- ② 納入内訳は本紙には記載されていない
- ③ 寛文九年以後は、宛名が「惣百姓中」と明記される。

①については、間が空いているものの、慶安年間ごろの傾向を踏襲した結果といえよう。翻刻を掲げた寛文一〇年分では、この部分が本文には記されずに貼紙となっており、さらに、高免、毛付免、および畑方の免だけが書かれ、田方の免が省略されている。全体としては、最も簡略化された

形式と言つてよい。

②も貼紙とされていたようで、寛文十一年分にこれが見られる。そこには「三拾式石六斗 大豆銀納／此内大豆納可在之」と大豆の現物で納入を命ぜられる場合があったことが示されている。

③については、前項で触れた年貢納入の責任が、村の有力者から名請人全体に移つていったことの延長線上にある。この場合でも『新修大阪市史』で例示された、市内の他村よりも遅れる傾向にあるようである。

五、元禄年間の年貢免定と西喜連村

増池家文書に残る年貢免定は、延宝元年分から元禄元年分の十六年分を欠いている。このあと元禄年間については、部分的に欠落する年次もあるが、元禄十六年分までが残されている。このうち元禄二年分を次に掲げる。

(史料十四)

撰州欠郡西喜連村已御年貢割付

一高八百式拾七石九斗八升 本田

内七拾石九斗壹升三合 新検ニ減ス

五拾八石九斗六升 永荒

内 六升 郷藏屋敷

百三石七斗六升式合 当水損検見引

残六百六拾五石壹斗九升八合 毛付

此取三百式拾九石五斗三升六合

高三ツ九分八厘

畑方同□

(貼紙)「有高二四ツ九分五里四毛内ニ当ル

立合不足 算□又無相違候」

一米壹石四斗式升壹合 当見取

取米合三百三拾石九斗五升七合

納訊

三拾三石九升六合 拾分一大豆銀納

百拾石三斗壹升九合 三分一銀納

百八拾七石五斗四升式合 米納

右之通当御成ヶ相極之処

村中大小百姓立合無高下

致免割来極月廿日以前

可致皆済若於令難洪者

急度可申付者也

元禄二年巳十一月 六郎兵衛(印)

西喜連村

庄屋

百姓 中

この時期の最も大きな特徴としては、直前に延宝検地を経ていることである。年貢免定の文言にも、それを反映した記載が見られる。

元禄二年分の年貢免定に従えば、

文禄検地の村高（「高」） 八二七・九八〇石

← 延宝検地による補正（「新検ニ減ス」） 七〇・九一三石

← 差引き ※記載なし 七五七・〇六七石

← ア 永荒 五八・二六五石

イ 郷蔵屋敷敷地 〇・〇六〇石

ウ 当年の水損引高 一〇三・七六二石

← 「新検高」からア・イ・ウを差引（「残」） 六六五・一九八石

という関係になっている。

翌元禄三年の免定も、基本的には同じ形式であるが、細かな点で違いが見られる。

一点目は、元禄二年の免定では記載されていない「新検高」が書かれていること、二点目は、元禄二年の「永荒」に対応する部分が、元禄三年では「四石式斗六升五合 新検以後荒／外五拾四石六斗九升五合 古荒減」と区分されている点である。二点目に関しては、元禄二年の永荒高は、それ以前の高と同じ。つまり、この時点では「新検（延宝検地）」による変化は認められない。これに対して元禄三年では、延宝検地であらためて認定された「荒」（「新検以後荒」）だけが年貢免除の対象とされ、それ以外（古

荒）は年貢賦課の対象とされた。おそらく、「永荒」とされてきた土地の中で、開墾等によって耕作可能になった部分があり、延宝検地によって、それが確認されたと考えられる。延宝検地による村高の補正は、遅くとも元禄二年までには実施されたが、「永荒」に関しては、少し遅れて元禄三年に見直しが行われたことであろう。

元禄四・五年の免定は残されていないが、元禄六年の免定には、こうした記載はみられない。つまり、延宝検地に伴う年貢賦課の過渡的な状況は、遅くとも元禄六年までには解消していたと言えるのではないだろうか。

以上のように、西喜連村（喜連村）の年貢免定を年代順に見てきた。その中でたびたび指摘したように、周辺他村に比べて、文書の記載内容や形式、農民による年貢米の換銀の終息、五分一銀の出現と終了など、遅れて登場、あるいは長く続いている事項がいくつも見られる。これは、西喜連村（喜連村）の独自性であったのか、もう少し広く一般化できるものなのかは、この場の限りでは明らかにはできない。しかしながら、江戸時代前期における大坂周辺農村研究にとって、非常に大きな問題を含んでいると考えられ、今後も追及を深めていく必要性を感じている。

六 年貢免定からみた自然災害

ここまで各年次の年貢免定を見ることで浮かび上がる課題や村をめぐるさまざまな変化についてみてきた。ここからは、増池家文書の年貢免定全体を見渡して考察を続けたい。

寛永三年や一〇年の事例で見えてきたように、この時期の喜連村（西喜連村）は、たびたび自然災害に見まわられている。その被害の程度は、年貢免

定に記載された引高（「付荒」）によって知ることができるが、原因となった事象がより具体的に記載されている場合もある。ここではまず、年貢免定から見える自然災害について考えていくことにする。

表一は、増池家文書の年貢免定の記載から必要な事項を抽出したものである。このうち「当付荒」と「付荒／村高」の欄に注目していただきたい。「当付荒」は年貢免定に記載された。その年限りの引高、「付荒／村高」は村高に対する引高の割合である。被害の大きさを考える上での参考となるであろう。

順にみてゆくと、先に見た寛永三年の被害が大きく、引高は村高の約四一％に及ぶ。言い換えれば、その年の収穫が村高の六割に満たなかったということである。この年については、『撰陽奇観』に「天下一統大旱魃」とあり。日照りによる不作が原因であったことが知られる。

なお、出典の『撰陽奇観』は、十九世紀前半ごろに、戯作者の浜松歌国、およびその門人によってまとめられた書物である。したがって、寛永年間から見れば、かなり後年の著作ということになり、特に寛永年間など古い時期の記事については、ごく簡潔な記述しかなく詳細がわからない場合も多いが、この時期の情報が少ない中にあるのは貴重な史料といえる。

翌寛永四年は、前年ほどではないものの、村高の約十七％が年貢から差し引かれる事態となった。『撰陽奇観』には、「昨今年大飢饉」と、前年に引き続いて凶作となったことが記される。ただし、原因については記述がなく不明である。

寛永五年から八年（ただし寛永六年分は欠落）については、三年・四年ほどではないものの、それぞれ村高の六〜八％程度の引高が生じており、同程度の不作であったことがうかがえる。このうち寛永八年十月には、「上

方大風・大水」（『近世大阪災害年表』）と、台風の被害を思わせる記録が残っている。

西喜連村単独で年貢割付がなされるようになって間もない寛永十年は、先に見たように収穫が村高の約四分の一程度という大不作の年となった。原因は「川なり」と記された洪水である。今回取り上げた期間では、引高の割合が最も高く、最悪の被害を受けたことが知れる。

翌寛永十一年は、前年ほどではないものの、村高の約七％に上る引高が生じている。原因については、免定に「当日損荒」と記され、少雨によるものである。大洪水の翌年には、逆に日照りによる被害が生じていたのである。寛永十二年に村高の約十七％、十三年には約十一％と、いずれも一割を超える引高が生じているが、原因は明らかではない。

十四年、十五年は比較的少ない引高で推移しているが、翌十六年には約十六％と大きな引高が発生している。免定の文面には「当日損付荒」とあり、少雨による凶作であったことがわかる。

その後は、寛永十七年に約三・七％、十八年から二十一年にかけては一〜二％台と、比較的安定した年が続く。

しかし、全国的に見れば、この時期は「寛永の大飢饉」と呼ばれる江戸時代屈指の大凶作の年に当たっていたのである。特に寛永十八年には、畿内、中国、四国地方で初夏に旱魃、のち大雨という、目まぐるしい天候不順にみまわれて、農作物にも大きな被害が出た。幕府もこの対策に大いに苦慮している。そのような状況であったにもかかわらず、少なくとも年貢の引高からみた限りでは、西喜連村での影響は、比較的小さかったということができそうである。

その中であって寛永二〇年の年貢免定には、「水損皆無」の文字が見え、

年貢率					(参考) 六反村	
高免	毛付免	見取	村の取り分(石)	高に対する比率	取米(石)	年貢率
62.00%	64.57%		624.773	34.01%	474.205	71.02%
20.00%	36.40%		641.747	34.94%	375.412	56.22%
32.00%	43.50%		869.488	47.34%	375.950	56.30%
40.00%	44.30%		923.540	50.28%	188.474	28.22%
47.46%	55.20%		698.629	38.04%	355.259	53.02%
42.10%	49.88%		777.013	42.30%	376.350	56.35%
6.57%	35.64%		98.812	11.87%		
34.00%	39.59%		428.542	51.87%	393.799	59.00%
39.50%	51.91%		302.936	36.59%		
47.96%	58.42%		282.654	34.14%	454.034	60.00%
56.95%	62.42%	2.586	281.270	33.97%	497.789	75.65%
58.53%	63.43%	3.350	275.979	33.33%	505.104	76.85%
35.43%	43.05%	0.025	361.591	43.67%	287.146	62.54%
50.96%	57.21%	1.900	313.720	37.89%	460.311	70.00%
59.67%	65.28%	1.000	261.741	31.61%	461.959	70.00%
43.44%	51.61%	0.790	395.209	47.73%	385.282	58.34%
44.70%	49.40%	0.820	379.046	45.78%	411.807	62.35%
49.50%	54.35%	1.100	341.688	41.27%		
60.30%	65.20%	1.300	264.015	31.89%		
51.70%	60.70%		277.110	33.47%		
56.50%	59.16%	1.000	288.455	34.84%		
57.47%	62.19%	1.800	287.320	34.70%		
52.33%	57.32%	1.900	320.764	38.74%		
40.92%		1.200	380.715	45.98%		
36.80%	38.87%	2.140	467.598	56.47%		
22.60%	36.44%	1.461	291.183	35.17%		
36.67%	39.51%	2.150	462.722	55.89%		
40.87%	44.00%	2.400	425.851	51.43%		
39.01%	42.00%	2.500	441.032	53.27%		
38.08%	41.00%	2.600	451.122	54.48%		
39.80%		1.421				
41.89%	52.05%	0.212	291.894	38.56%		
3.39%	32.07%		54.280	7.17%		
23.07%	40.00%		262.021	34.61%		
23.66%	40.00%		268.684	35.49%		
27.48%	36.50%		361.964	47.81%		
10.25%	29.10%		189.156	24.99%		
23.00%	29.61%		413.961	54.68%		
24.00%	34.76%		341.048	45.05%		

		高	当付荒	付荒/高	毛付	内訳			取米
						田方	畠方	屋敷	
寛永	2	1836.785		0.000	1763.581				1138.808
	3	1836.786	754.478	0.411	1009.104	281.196	727.908		367.357
	4	1836.786	306.324	0.167	1457.258	721.35	727.908		587.770
	5	1836.786	105.327	0.057	1658.255	930.347	727.908		734.715
	7	1836.786	135.182	0.074	1570.548	842.64	727.908		871.919
	8	1836.786	155.392	0.085	1550.338	822.43	727.908		773.325
	10	832.524	619.546	0.744	153.540	135.01		18.530	54.728
	11	826.204	57.327	0.069	709.439	709.439			280.897
	12	827.980	138.502	0.167	630.040	630.04			327.104
	13	827.980	88.778	0.107	679.764	679.764			397.110
	14	827.980	13.113	0.016	755.429	434.7	320.729		471.573
	15	827.980	4.575	0.006	763.967	439.551	324.416		484.638
	16	827.980	133.549	0.161	634.993	310.567	324.416		273.377
	17	827.980	30.921	0.037	737.621	413.205	324.416		422.001
	18	827.980	11.710	0.014	756.832	432.416	324.416		494.091
	19	827.980	13.623	0.016	754.919	430.503	324.416		358.920
	20	827.980	18.538	0.022	750.004	425.588	324.416		370.138
	21	827.980	15.913	0.019	752.629	428.213	324.416		409.841
正保	2	827.980	3.882	0.005	764.660	440.244	324.416		499.345
	3	827.980	63.437	0.077	705.105	380.689	324.416		427.995
	4	827.980	59.703	0.072	708.839	384.423	324.416		419.384
慶安	1	827.980	3.932	0.005	764.610	440.194	324.416		475.490
	2	827.980	12.563	0.015	755.979	431.563	324.416		433.315
	3	827.980	47.742	0.058	720.800	238.634	324.416		338.885
寛文	7	827.980	0.000	0.000	768.542	294.18	474.362		298.804
	8	827.980	308.103	0.372	460.439	136.021	324.418		167.795
	9	827.980	0.000	0.000	768.542	444.131	324.411		303.670
	10	827.980	0.000	0.000	769.020	444.602	324.418		340.769
	11	827.980	0.000	0.000	769.020	444.602	324.418		325.488
	12	827.980	0.000	0.000	769.020		324.418		315.298
元禄	2	827.980	103.762	0.125	665.198				329.536
	3	757.067	143.504	0.190	609.238				317.132
	6	757.067	672.249	0.888	79.909				25.629
	8	757.067	315.456	0.417	436.702				174.681
	9	757.067	304.340	0.402	447.818				179.134
	10	757.067	182.136	0.241	570.022				208.058
	11	757.067	485.365	0.641	266.793				77.637
	12	757.067	164.072	0.217	588.086				174.125
	15	757.067	229.414	0.303	522.744				181.696

水害による被害が発生していたことがうかがえる。翌二十一年の免定には、原因は明記されないが「当付荒皆損」とある。他の地域に比べれば大きくはなかったであろうが、西喜連村なりに天候不順の影響を受けていたことがうかがえる。

正保から慶安年間にかけては、引高が一〇%を超える年は見られないが、正保三年に約七・七%、翌四年に約七・二%、慶安三年に約五・八%の引高が生じている。正保二年の免定には「沢水押皆無」の記載がある。被害程度は比較的小さかったようだが、この年にも洪水の発生が確認できる。また、正保四年の免定には「当日損皆無」とあり、この年は日照りによる不作が生じていた。

『近世大阪災害年表』には、慶安元年四月に「大坂地震」の記載があるが、免定の引高は大きくなく（村高の約〇・五%）、影響があったとしても限定的なものであったと推定される。慶安二年の引高は、約三・七%であるが、「当水損皆無」とあって水害が原因であったことがわかる。『近世大阪災害年表』にも、八月に「大坂大雨」の記事が見える。慶安三年の引高は約五・八%で、「当水押皆無」と洪水である旨が記される。『撰陽奇観』にも、「九月洪水」の記事が見えている。そのような状況下でも「水漬田」からも年貢を徴収していいことに触れた。

次に、寛文年間の状況についてみてゆく。

この期間では、寛文七年、および九年から十二年については引高がない。少なくとも年貢免定から見ると、順調に耕作・収穫が行われていたということになる。『近世大阪災害年表』では、寛文七年六月に「畿内洪水」の記事を載せるが、西喜連村周辺には影響がなかったということである。また、『撰陽奇観』には、寛文一〇年に「大坂高潮」の記事が見

える。しかし、海岸から離れた西喜連村にまでは被害は及ばなかったと思われる。

その中であって目を引くのは寛文八年である。この年には、三〇八・一〇三石、村高に対して約三七・二%の引高が発生している。原因は、免定に「当日損皆無」と記されているように、少雨による被害であった。『撰陽奇観』には、この年の記事に「夏 諸国日照り」と、これを裏付ける情報が記録されている。

寛文八年を除き、年貢免定の上とはいえ、比較的平穏に見えた寛文年間に対して、間を少しおいた元禄年間の西喜連村は、大荒れの状況となっていたようである。

順にみてゆくと、まず元禄二年は、「当水損」として一〇三・七六二石、村高比で十二・五%の引高が生じている。翌三年は引高が一四三・五〇四石で村高の約十九%にあたる。「当風水損」とあり、台風などの影響と思われる。元禄六年は村高の約八十八・八%にも上る六七二・二四九石が引高となっている。壊滅ともいえるほどの状況で、今回見てきた年次の中で最も大きな被害を被った年である。「当旱損検見引」とあり、原因は旱魃であった。

元禄八年には、三一五・四五六石、村高の約四十一・七%の引高が生じている。原因については「当水損」とあり水害によるものである。翌九年も前年に近い三〇四・三四石（村高の約四〇・二%）が差し引かれた。「当旱損」とあり、水害の翌年は旱魃にみまわれたのである。さらに元禄十年の引高は一八二・二三六石（村高の約二十四・一%）であった。免定には「当検見引」と記されただけで原因については触れられていないが、『近世大阪災害年表』には同年八月に「気温急に下がる」とあるので、冷害の影響であった。

たかもしれない。水害、早魃、冷害と、毎年のように異なる気象災害が村を襲ったということになる。

元禄十一年には、「当水損検見引」と、再び大きな水害が生じている。その結果、四八五・三六五石（村高の約六十四・一％）が引高とされた。元禄六年には及ばないものの、わずか六年の間に、収穫が村高の半分を下回る凶作を二度経験したのである。

翌元禄十二年の引高は一六四・〇七二石（村高の約二十一・七％）であった。免定には「当引方」と記されただけであるが、『摂陽奇観』に「秋早魃」とあることから、この年は少雨による凶作と思われる。増池家文書の年貢免定で最も新しい年次である元禄十五年分では、引高が二二九・四一四石（村高の約三〇・三％）とされる。この年については詳しい原因はわからない。

以上のように、十七世紀代の西喜連村（喜連村）は、変転する気象条件の中で、何度も大小の凶作に直面してきたことがわかる。特に元禄年間は、毎年のように大きな被害をもたらす災害が発生していたのである。この直後の宝永元年には、大和川の付け替えが実施されることになる。新たな大和川の北側に位置する西喜連村は、従来の川筋が分断された結果、用水の確保に苦勞することになるのだが、こと水害対策といった側面では、付け替えによる効果が期待される部分もあったのかもしれない。

また、ここでは年貢免定に記された引高を手掛かりとして、村を襲った災害について考察を加えたが、寛文年間以前は地元有力者である平野藤次郎が幕府の代官として年貢割付を指揮したのに対して、元禄年間には幕府直属の代官が支配する体制に移行している。両者の間で、同じ基準で年貢の割付、引高の決定が行われていたのかどうか、という点は注意しておく必要があるだろう。ここで見てきたのは、実態を反映しながらも、あく

までも支配のための文書に表された結果だからである。史料的な制約は大きいと思われるが、災害の実態に関しては、他の記録なども交えて多角的に検討すべきであろう。

七、近隣村落との比較

ここまで、年貢免定を素材として西喜連村（喜連村）の状況について見てきたわけだが、近隣の村落と比較して、何か見えてくる課題がないだろうか。『新修大阪市史』には、喜連村の東に位置する六反村について、この時期における年貢の動向を掲載している。ひとまず、この事例と比較検討を行うこととしたい。

六反村は、慶長十九年まで豊臣氏領、以後は幕府領となった。この時期の村高は六六七・七二〇石である。表一の末尾には、『新修大阪市史』に掲載された、六反村の取米と年貢率を記した^{注四}。ただし、正保年間以後については、複数年の平均として上げられているので、この表からは除外している。

畿内の農村は、村請制の徹底と年貢収納体制の整備によって、寛永・正保期に延宝検地以前の最高の年貢率・量を記録する村が多いことが指摘されている。西喜連村（寛永八年までは喜連村）、六反村ともに、寛永二年は例外的に高率となっているが、寛永年間を通じて徐々に年貢率が上昇するという傾向は共通している。しかし、つぶさに見ると、一律に上昇傾向を示すのではなく、増減のばらつきが見られる場合も多い。これは、先に見たように、その年の豊凶に応じて年貢の減免が行われたからである。

また、全体的に六反村の方が高率に振れていることが見て取れる。同じ

幕府領といっても、年貢賦課の割合は、代官の違いなど支配形態によって差があったことがわかる。

近隣の村落とはいいなながら、年貢賦課で見える限り明らかに異なっている年がある。個々に見ていくことにしよう。

まず、寛永二年である。先に見たように、喜連村は前年に高台院領から幕府領に転じたばかりであった。しかし、この年の年貢率は喜連村、六反村ともかなりの高率を示している。つまり、幕府領に転じたことで年貢賦課が厳しくなったのではなく、幕府領全体に対して、この年は年貢率がとりわけ高く設定されたということである。現状ではその事情についてはわからない。

翌寛永三年は、両村で明らか違いがある。年貢率で六反村の方がかなり高率になっているばかりでなく、取米の量に関しても六反村が上回る結果となっている。村高の差を考えれば、相当に大きな扱いの違いということになる。この年は「天下一統大旱魃」と伝えられ、喜連村においても大凶作となったであろうことはすでに見た。しかし、六反村の方は、年貢率、取米のいずれを見ても、特段の影響を受けているとは思えないのである。細かな事情はわからないが、近隣の村であっても、旱魃の被害が大きく異なっていた場合があることを示唆しているであろう。旱魃であるから、おそらく用水確保の差が、こうした形で現れたものと考えられる。

逆に、寛永五年を見ると、喜連村は前年に比べて年貢率が微増、取米は一四〇石以上大幅に増加しているのに対して、六反村の方は年貢率、取米ともに前年の約半分に減少している。この年に関しては、他に情報がないため背景などは不明だが、六反村の方に個別な事情が生じていたことを思わせる。寛永七年についても、六反村だけを見れば年貢率が多少下がって

はいるものの大きくは変わらない程度といえるが、喜連村と比べてみれば、六反村の方が低いという結果になっている。

寛永十一年は、西喜連村では旱魃の影響で年貢率が低めに設定されているが、六反村は特に影響を受けているようには見えず、結果として年貢率に大きな差が生じている。また、寛永十六年は、年貢率を比べれば六反村の方がかなり高いが、前後の年と比べれば低めに設定されており、西喜連村・六反村ともに取米は低く抑えられている。この年は、西喜連村の史料で「日損」と記録されていたので、気象条件は六反村でも同様であったと思われる。しかし、他の年では六反村は旱魃の影響をあまり受けていなかったように見受けられていたのが、この年に関しては西喜連村と同じ傾向を示している。

八、村の取り分をめぐって

ここまででは、年貢を納める率と量に注目しながら考察を進めてきた。こうした観点は、年貢を徴収する側、すなわち領主側の立場からのものといえるが、翻って村の立場から見ればどうなるであろうか。年貢免定を見る場合、年貢の量や率に注目するだけでなく、村高から当該年の引き方を差し引いた「残高」(毛付)を見ることによって、村の実態に迫ることができるといふ指摘がある^(注五)。ここでは、さらに踏み込んで、「残高」から年貢等の各種負担を差し引いた部分に注目したい。名目上ではあるが、村に残る部分ということ、いささか俗な言い方になるが、「村の取り分」と呼んでおくことにする。

表一の「村の取り分」欄を見ながら話を進めてゆく。まず、寛永二年と

三年を見比べてみよう。先述の通り、寛永二年は特に高い年貢率が課された年、対して寛永三年は、早魃のために収穫が大きく落ち込んだ年である。このため毛付高では七〇〇石以上の差があるが、「村の取り分」は兩年で大きく変わらない。むしろ、寛永三年の方が多くなっている。これは、取米に大きな差があるからで、寛永二年の取米と「村の取り分」の比率が二対一に近いのに対して、寛永三年では逆に二対一に近い。

喜連三か村分が合算されている寛永八年までを見れば、「村の取り分」は寛永二年分が最も少なく、寛永三年もこれに近い。この点から考えると、各年の取米高は、村の維持、経営が可能なだけの「村の取り分」を確保するように決定されたのではないか、という仮説が成り立つ。この仮説にしたがって理解すれば、寛永二年は最低限の「村の取り分」を残しつつ最大限の取米を設定し、寛永三年には、同年の毛付から最低限の「村の取り分」を控除した分を取り米としたということになる。

そうした目で、寛永一〇年以降についても見てゆきたい。

寛永一〇年は洪水により大きな被害を受けた年である。この年の「村の取り分」は飛びぬけて少ないが、これを例外と見ると、慶安三年までの期間における「村の取り分」の最低水準は二六〇石程度ということになるようである。これに該当する寛永十八年や正保二年は、毛付免で六五%を越える高率の年貢が賦課されている。兩年ともに引高が少なく、順調な収穫が得られた年と考えられる。それゆえに、多少無理をかけて年貢を賦課しても、村の経営に支障がないと判断されたのではないだろうか。特に寛永十八年は、全国的に見れば「寛永の大飢饉」の影響が最も大きかった年であり、年貢収入の確保という観点から、被害の少ない地域に対して大きな負担を強いたという意図が働いていたのかもしれない。

逆にこの期間で最も「村の取り分」が大きくなっているのは寛永十一年である。この年だけを見れば、多少の引高が発生しているものの、特に取米を低く抑える理由はないようである。しかし、前年の寛永一〇年と合わせて二カ年で考えれば違った事情が見えてくる。二年分の「村の取り分」を合計すれば五二〇石余、一年当たり二六〇石余となって最低水準に近づく。つまり、二年という時間幅で村の経営が可能な取米を設定したのではないか、ということである。

次に寛文年間を見ると、およそ取米は三〇〇石前後、「村の取り分」は四〇〇石代で推移している。早魃によって大きな引高が生じた寛文八年では、取米・「村の取り分」とともに大きく減じているが、「村の取り分」は最低水準を確保していると考えられる。毛付免に関しては前後の年と大きく変わらないように見えるが、分母となる毛付高が減じた結果であって、年貢率を維持することが意図されたということではないだろう。

元禄年間には、毎年のように災害に見舞われるような状況であったことは先に見た。このため、総じて「村の取り分」は低い値となっているが、三〇〇石以上の引高が生じた元禄八・九年においても、最低水準と考えられる二六〇石以上の「村の取り分」が確保されている。しかし、被害の程度が大きかった元禄六年と十一年に関しては、これに当てはまらない。特に元禄六年は、毛付が村高の一割少々にまで落ち込むほどの大災害で、もともと絶対量が「村の取り分」の最低基準を大きく割り込む状態であり、その中から取米を割り当てているので、少ない数字になるのはやむをえなかった。元禄十一年についても、六年ほど極端ではないにせよ、毛付高の絶対量が足りない状況であった。このため、同年の「村の取り分」は、最低水準を七〇石余り割り込む量にならざるをえなかった。ただし、この場

合には、寛永一〇・十一年の時と同様に、二カ年で調整するという措置がなされたものと考えられる。

元禄十二年の「村の取り分」は、元禄年間では最大値を示している。そして二年分を合計して平均化すると、一年当たり三〇〇石余ということになる。最低水準と考えてきた二六〇石よりも多い量となるが、前後の年次と見比べればそれよりも少なく、当時の状況を鑑みればこの程度が適切と判断されたのではないだろうか。

ところで、ここで最低基準と想定した二六〇石程度という量は、村高の三割強にあたっている。喜連三か村が合算されていた寛永年間前半でみた六〇〇石余という量も、同じく三割余、およそ村高の三分の一に相当する。『新修大阪市史』によれば、太閤検地の実施後、収穫総量の三分の二を領主が徴収し、三分の一を農民が取る、二公一民制が確立したとされる。その後、領主側が取る割合は徐々に低下し、西喜連村（喜連村）の場合でもその傾向が認められるが、凶作時等の最低基準を想定するに際して、この「農民が収穫の三分の一を取る」という意識が働いていたことがうかがえる。

一方、寛永三年や一〇年、元禄六年や十一年など、特に収穫が落ち込んだ年次を見ると、「領主側の取り分」（取米）と「村の取り分」との比率が、一対二に近似していることに気づく。限られた事例であり、裏づけがあるわけでもないが、ここにも何らかの基準が意識されていたと言う可能性はないだろうか。当然ながら、「領主側の取り分」であれ、「村の取り分」であれ、まず優先されるのは「量」であつたらうが、大規模な災害等で量的な基準を満たすことができなかつた場合、どのようにして両者の配分を決めたのかという点は気になるところである。

おわりに

以上、西喜連村（喜連村）の十七世紀代の年貢免定を通じて、村をめぐる状況や特色とその推移、年貢賦課と徴収等について考えてきた。その中で、西喜連村の事例では、周辺他村で見られた変化が、やや遅れて実現していったのではないかと課題が浮かび上がった。

もとより、年貢免定は年貢賦課と徴収という村落支配に関わる公文書であり、内容は一面的なものであつて、実態の全てが反映されているわけではない。関連史料を交えて、多様な側面から検討することが重要であることは言うまでもないが、読み込み方によっては、免定からだけでも多くの情報を引き出せるのではないかと点を再認識させられた。

また、本稿は、主として『新修大阪市史』において検討された事例との対比により、西喜連村（喜連村）における共通点や相違点などを考察した。比較検討という意味では、現在の大阪市以外の地域についても目を向ける必要があるが、今回は手付かずである。また、最新の研究動向についても十分に言及することができなかった。この点は、ひとえに筆者の力不足によるものであり、今後の課題としたい。

最後になりましたが、ご所蔵史料の利用をご快諾いただいた増池徹彌氏、史料の利用に便宜をはかっていただいた「喜連村史の会」代表の白川俊義氏、史料の釈読や、地元のさまざまな情報をご教示いただいた「喜連村史の会」会員の方々へ、記して感謝の意を表します。

（注一）拙稿「天明7年における大坂周辺村落の年貢徴収の実態について」（『大阪

(注二) 『新修大阪市史』第一卷第二章第五節、以下、同書を参照する場合は、特記しない限り同じ節による。

(注三) 大阪市史編纂所『大阪の歴史』第二十七号、一九八九年

(注四) 『新修大阪市史』では、六反村の年貢率を「毛付免」としているが、取米を年貢率で割り戻してみると、大半の年次において村高に一致、または近似する数値となる。また、全く乖離した数値となる箇所もある。不明な点は多いが、検証手段を持たないため、ここではそのままとした。

(注五) 鎌谷かおる氏のご教示による。

Sketch of Nishi-Kire village in Sumiyoshi-gun in the province of Settsu in the early Edo period – Insights gained from historical records of land tax

MAMETANI Hiroyuki

Recently historical documents were found in Nishi-Kire village (in the southeast of Osaka city). Among those documents, land tax materials in the 17th Century were considered in this note. At the result some differences were found compared the surrounding villages about the introduction time of the system to correct land tax. During the 17th Century, floods and droughts happened many times around that village. At those times, the load and the peasants might have common understandings for need to be adjusted the amount of land tax collection.